平成２３年（フ）第２７号
広島県呉市仁方皆実町17番２号
債務者　中村　栄行
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２８号
広島県呉市西中央１丁目６番15―705号
債務者　東　うた子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２９号
広島県呉市下蒲刈町下島3438番地の９
債務者　松浦製材所こと　松浦　賢丈
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３３号
広島県呉市吾妻１丁目８番18号
債務者　福岡　智佳
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４号
高知県高岡郡四万十町新開町1259番地104
債務者　土屋　朋彦
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第９号
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１
債務者　植木眞由美（旧姓岡林）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８３号
岩手県花巻市西宮野目第13地割96番地13、旧住所岩手県花巻市星が丘２丁目３番８号
債務者　照井　千春（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７号
岩手県北上市二子町上岡島175番地１、前住所岩手県北上市二子町南田270番地49　コーポハイブリッヂ205号
債務者　藤原　　敏
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１５号
岩手県北上市柳原町４丁目９番５号　エクセルハイツ205号、前住所岩手県陸前高田市竹駒町字赤畑43番地
債務者　笹野　美穂（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県川西市錦松台15番24号
債務者　豊岡　美保
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９５号
兵庫県伊丹市大鹿６―69グリーンハイツ伊丹301、住民票上の住所大阪府大阪市淀川区三津屋北１丁目24番17号
債務者　澄田　正人（旧姓真谷）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０３号
高知県幡多郡黒潮町佐賀533番地　Ａ―１
債務者　小松　麻紀
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３号
高知県宿毛市貝塚８番５号　コーポエレガンス201号
債務者　中田　清美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第９号
高知県宿毛市大島３番16―３号
債務者　山岡　秀美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１０号
高知県土佐清水市天神町３番15号
債務者　深町　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第８４号
千葉県流山市美原４丁目1208番地の１　狼荘２―103
債務者　澁谷　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２８号
千葉県松戸市和名ケ谷948番地の８　ウィズ松戸見晴らしの丘509号
債務者　石川　信之
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部